

報道関係者各位

令和2年5月15日
浅口市教育委員会
学校教育課・こども未来課

浅口市立幼稚園、小・中学校の教育活動の再開について

浅口市では、5月20日（水）まで幼稚園、小・中学校の臨時休業及び保育所等の登園自粛要請を実施しているところですが、この度の緊急事態宣言の解除を受け、浅口市新型インフルエンザ等対策本部と協議し、浅口市教育委員会として検討した結果、5月21日（木）から、幼稚園、小・中学校の教育活動を再開することにいたしましたので、お知らせします。

なお、保育所等の登園自粛要請も20日（水）で終了します。

学校園において、基本的な感染症対策の徹底を図り、感染拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を開始していきます。

記

- 1 教育活動再開の対象
幼稚園、小学校、中学校
- 2 登園自粛解除の対象
保育所、認定こども園（私立園含む）
- 3 教育活動再開日
5月21日（木）
- 4 その他
 - ・小中学校については、21日（木）22日（金）の両日は午前中授業（給食あり）とします。25日（月）からは通常通りの時程となります。
 - ・小中学校で臨時休業によりできなかった学習の保障については、夏季休業期間を短縮（1学期を7月31日（金）まで延長）して対応します。
 - ・幼稚園については、26日（火）から給食を開始します。（25日（月）までは午前保育です。）

なお、上記の措置は現時点での判断となりますので、今後の状況により変更の可能性ががあります。

【問い合わせ先】 浅口市教育委員会事務局学校教育課 0865-44-7012
〃 〃 こども未来課 0865-44-7011